

**CDSリスク管理委員会の名称の変更に伴う
CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正について**

I. 改正趣旨

CDSリスク管理委員会の名称を「CDS運営委員会」に変更することに伴い、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・ CDSリスク管理委員会の名称を「CDS運営委員会」に変更する。

(備 考)

- ・ CDS清算業務に関する業務方法書第122条
- ・ CDSリスク管理委員会に関する規則第1条・第3条
- ・ CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第20条

III. 施行日

2017年7月3日から施行する。

以 上

CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. CDSリスク管理委員会に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表	4

CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(CDS <u>運営</u> 委員会)</p> <p>第122条 当社は、前条に規定する本業務方法書等の変更を行おうとする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該変更を行うことの適否につき、CDS <u>運営</u> 委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。ただし、当該変更の内容が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 本条に規定するCDS <u>運営</u> 委員会への諮問に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、CDS <u>運営</u> 委員会に関する事項は当社が規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年7月3日から施行する。</p>	<p>(CDS <u>リスク管理</u> 委員会)</p> <p>第122条 当社は、前条に規定する本業務方法書等の変更を行おうとする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該変更を行うことの適否につき、CDS <u>リスク管理</u> 委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。ただし、当該変更の内容が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 本条に規定するCDS <u>リスク</u> 委員会への諮問に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、CDS <u>リスク管理</u> 委員会に関する事項は当社が規則で定める。</p>

CDSリスク管理委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">CDS <u>運営</u> 委員会に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 このCDS <u>運営</u> 委員会規則(以下「本規則」という。)は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「当社」という。)が制定したCDS清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、CDS <u>運営</u> 委員会の権限、組織、委員の選任方法、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(CDS <u>運営</u> 委員会の設置) 第3条 当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、CDS <u>運営</u> 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年7月3日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">CDS <u>リスク管理</u> 委員会に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 このCDS <u>リスク管理</u> 委員会規則(以下「本規則」という。)は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「当社」という。)が制定したCDS清算業務に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、CDS <u>リスク管理</u> 委員会の権限、組織、委員の選任方法、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(CDS <u>リスク管理</u> 委員会の設置) 第3条 当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、CDS <u>リスク管理</u> 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>

CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(協議の方法等) 第20条 (略) 2 清算参加者は、当該清算参加者の <u>CDS運営</u> 委員会における委員代表者(委員代表者が存在しない場合は、清算参加者代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者)をして、当社との間における前項の協議及び業務方法書第97条の合意を行わせるものとする。 3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年7月3日から施行する。</p>	<p>(協議の方法等) 第20条 (略) 2 清算参加者は、当該清算参加者の <u>リスク管理</u> 委員会における委員代表者(委員代表者が存在しない場合は、清算参加者代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者)をして、当社との間における前項の協議及び業務方法書第97条の合意を行わせるものとする。 3～5 (略)</p>